

# 第82期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- I. 業務の適正を確保するための体制
- II. 株式会社の支配に関する基本方針
- III. 連結注記表
- IV. 個別注記表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

本内容は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.ryoden.co.jp/ir/notice/general/>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

菱 電 商 事 株 式 会 社

## I. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」として、以下のとおり「内部統制システムの基本方針」を制定しております。

### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①コンプライアンスの徹底を経営の重要課題とし、コンプライアンスに関する規程を定め、当社及び当社グループの全役職員に対して、その周知徹底を図るとともに教育を徹底します。
- ②当社及び当社グループの内部統制システムの強化・拡充を図るため、取締役社長を委員長とする「内部統制統括委員会」を設置し、内部統制に係る活動状況を統括します。
- ③企業活動におけるコンプライアンスの徹底のため、担当取締役を委員長とする「倫理・遵法委員会」を設置し、定期的にコンプライアンスに関する推進事項を定め実行するとともに、内部監査部門が当社及び当社グループのコンプライアンスの遵守状況を監査します。
- ④反社会的勢力には毅然とした態度で臨むことを「菱電商事グループ行動指針」に定め、当社及び当社グループの全役職員に対しこれを徹底し、そのための体制の整備を行います。
- ⑤コンプライアンス違反行為などが行われた場合、又はその虞があることに当社及び当社グループの役職員が気づいたときは、ホットラインシステムを通じ、その内容を通報できることとし、通報者に対しては不利益な扱いを行いません。

#### 【運用状況】

- (1)「倫理・遵法委員会」、「金商法内部統制評価委員会」、「リスクマネジメント委員会」の第82期における活動状況を統括するため、「内部統制統括委員会」を開催しました。
- (2)「倫理・遵法委員会」において毎年の実施項目を定め、半年後及び翌年にその進捗の確認を行いました。また、各部門・支社において「遵法チェック」を行い、コンプライアンスに関する遵守状況の確認を行うとともに、全社員に対しコンプライアンスe-learning（下請代金支払遅延等防止法・インサイダー取引

- 規制・知的財産法令・ハラスメント等)を実施しました(受講率100%)。
- (3)新規取引先との契約書等に反社会的勢力排除条項を盛り込むとともに、関係機関との情報交換を継続的に実施しております。
- (4)内部通報制度として「ホットラインシステム」の窓口を社内外に設置しており、その結果を毎月の定時取締役会で報告しております。

## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令上保存を義務付けられている文書及び重要な文書、その他それらの関連資料等(電磁的記録を含む)を社内規程に従い、適切に保存及び管理し、必要な場合に閲覧可能な状態を維持します。

### 【運用状況】

「文書管理規則」に基づき、社内文書の保存及び廃棄を行いました。

## 3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社グループのリスクマネジメントに関する「リスクマネジメント基本規程」を定め、担当取締役を委員長とする「リスクマネジメント委員会」において、リスクの抽出を行い、発生可能性及び影響度等を元に対策を講じ、重要事項については、経営会議及び取締役会において審議をし、当社及び当社グループの多面的なリスクマネジメントを行います。

### 【運用状況】

「リスクマネジメント委員会」において、発生可能性の高いリスクへの対応状況と課題等の情報共有を図り、その実行状況の評価を行いました。

## 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①経営の透明性とスピーディーな意思決定を行うために、当社及び当社グループにおける重要事項については主要な取締役・執行役員で構成される経営会議において多面的な検討を行い審議します。
- ②取締役会は、組織の職務分掌及び職務権限を定め、各組織の職務権限・責任を明確化し、適正かつ効率的な職務の執行のための体制を整備します。

- ③効率性の実効を確保するため、事業年度毎に当社及び当社グループ各社の経営計画値を明確に設定し、その遂行状況について管理を行います。

#### 【運用状況】

- (1)取締役会は、社外取締役3名(うち独立社外取締役2名)を含む取締役7名で構成され、社外監査役2名を含む監査役4名も出席し、各議案について審議及び決議を行いました。当年度は取締役会を20回(書面決議6回含む)開催し、月1回の定時取締役会では、各取締役が担当する職務執行状況を報告し、取締役の相互においてその妥当性及び効率性の監督を行っております。
- (2)取締役会において審議される事項及びその他当社及び当社グループの重要事項については、「経営会議規程」及び経営判断の原則に基づき討議を行い、当年度は経営会議を28回(書面審議は3回)開催しました。なお、経営会議には常勤監査役も出席しております。
- (3)部門・支社・グループ各社別の経営計画値を明確に示し、その遂行状況について、毎月の取締役会で報告しております。

### 5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①当社グループ各社の重要事項については、当社への事前の報告又は承認を求めることとします。
- ②当社グループ各社の監査役と、当社の監査役及び内部監査部門とは、情報の共有化を図り、連携して当社グループ各社の監査を実施し、企業集団の業務の適正性を確保します。

#### 【運用状況】

- (1)当社の内部統制システムの基本方針に基づき、内部監査部門は、グループ各社の監査を定期的を実施し、グループ各社の監査結果について、代表取締役に結果報告を行いました。また、会計監査人は、連結監査においてグループ各社の監査を実施し、監査終了時に監査講評を行いました。
- (2)グループ各社において「遵法チェック」を行い、コンプライアンスに関する遵守状況の確認を行うとともに、全社員に対しe-learning(企業機密管理・個人情報保護)を実施しました(受講率100%)。

## 6. 財務報告の適正性を確保するための体制

当社及び当社グループの財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制を整備し、定期的にその有効性を評価します。

### 【運用状況】

「金商法内部統制評価委員会」を4回開催し、金融商品取引法に関する内部監査結果を報告し、経営会議にも報告しました。

## 7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が必要と認めた場合には、取締役と協議のうえ使用人を監査役の補助にあたらせることとします。

### 【運用状況】

監査役から専任の補助使用人設置の要請はありませんでした。

## 8. 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査役を補助すべき使用人を設置する場合、当該使用人の人事権に係る事項は、監査役と取締役が事前協議を行います。
- ②当該使用人は、専ら監査役の指揮命令に従うものとします。

### 【運用状況】

該当ありません。

## 9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①当社及び当社グループの役職員は、監査役会に重要な会議の審議状況、内部監査の結果等、当社及び当社グループの業務執行に関する重要な事項の報告を行い、また当社及び当社グループの業務に重大な影響を及ぼす虞のある事項については、遅滞なく監査役会に報告します。
- ②当社のホットラインシステムの担当部署は、当社及び当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社の監査役に対して報告します。

- ③当社及び当社グループの役職員は、各監査役からその業務執行に関する事項の報告を求められた場合、速やかに当該事項につき報告を行います。
- ④当社の監査役へ報告を行った当社及び当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを行いません。

#### 【運用状況】

- (1)監査役は、取締役会への出席及び常勤監査役による経営会議その他重要な会議への出席、並びに取締役及び使用人からのヒアリングを通じて、当社の内部統制の整備・運用状況について確認を行っております。
- (2)ホットラインシステムの担当部署は、当社及び当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社の監査役に報告しております。

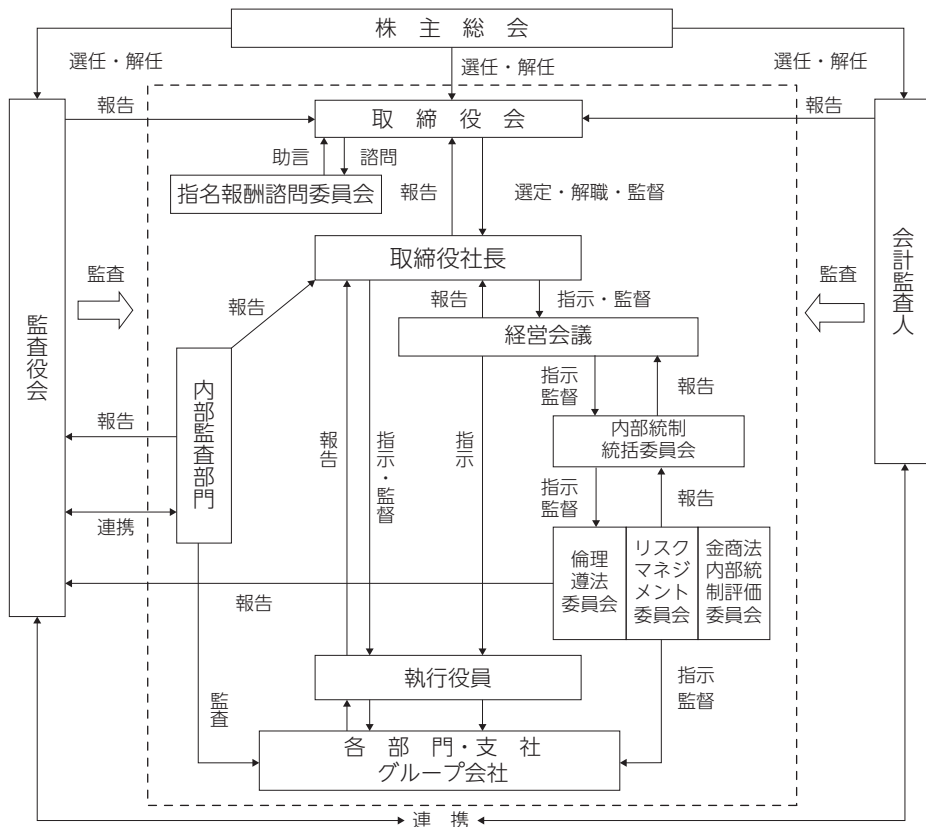
### 10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役会及び各監査役は、その職務に必要な場合には、弁護士、公認会計士その他アドバイザー等と契約することができます。
- ②監査役は、会計監査人及び当社グループ各社の監査役と情報交換を行い、連携して、当社及び当社グループの監査の実効性を確保します。
- ③監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

#### 【運用状況】

- (1)監査役会は、代表取締役、会計監査人及びグループ各社の監査役との間でそれぞれ定期的に情報交換を行いました。
- (2)監査役会は、内部監査部門から定期的に業務監査及び会計監査の結果の報告を受け、また情報交換を行いました。

# <当社のコーポレート・ガバナンス体制図>



## Ⅱ．株式会社の支配に関する基本方針

当社グループは「利益ある成長戦略」の推進と「企業に求められる質」の向上により企業価値の最大化を図り、ステークホルダーの皆様からの負託に応えてまいります。

当社取締役会は、大規模買付行為が行われた場合、当該買付行為の是非について、上記の当社の方針に基づき実現される企業価値をご理解いただき、最終的には株主各位の判断に委ねられるものと考えております。そのためには、大規模買付行為が行われようとする場合、当社取締役会は株主各位の適切な判断のために、当該大規模買付者から大規模買付行為に関する十分な情報の開示を要請し、それが適切に提供されたうえで、当社取締役会としての意見を取り纏めて開示することといたします。また必要に応じ、大規模買付者と交渉又は当社取締役会として一定の措置を講じる方針です。



### Ⅲ. 連結注記表

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 2-1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数及び名称

連結子会社の数 10社

連結子会社の名称

菱商テクノ(株)、RYOSHO TECHNO SINGAPORE PTE LTD、菱商香港有限公司、菱商電子(上海)有限公司、RYOSHO (THAILAND) CO.,LTD.、台湾菱商股份有限公司、RYOSHO U.S.A. INC.、RYOSHO EUROPE GmbH、菱商韓国株式会社、PT.RYOSHO TECHNO INDONESIA

##### (2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

双和テクニカル(株)、ブロックファーム(同)、RYOSHO TECHNO PHILIPPINES INC.、RYOSHO TECHNO INDIA PRIVATE LIMITED、RYOSHO MEXICO, S.A. de C.V.、RYOSHO ENGINEERING (THAILAND) CO.,LTD.、RYOSHO VIETNAM CO.,LTD.、RYOSHO MALAYSIA SDN.BHD.

連結の範囲から除いた理由

双和テクニカル(株)、ブロックファーム(同)、RYOSHO TECHNO PHILIPPINES INC.、RYOSHO TECHNO INDIA PRIVATE LIMITED、RYOSHO MEXICO, S.A. de C.V.、RYOSHO ENGINEERING (THAILAND) CO.,LTD.及びRYOSHO VIETNAM CO.,LTD.、RYOSHO MALAYSIA SDN.BHD.の総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも少額であり、連結計算書類に重要な影響を与えていないためであります。

#### 2-2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数及び名称

持分法適用の関連会社の数 2社

持分法適用の関連会社の名称

三菱電機保険サービス(株)、(株)ファームシップ

なお、非連結子会社のうち双和テクニカル(株)、ブロックファーム(同)、RYOSHO TECHNO PHILIPPINES INC.、RYOSHO TECHNO INDIA PRIVATE LIMITED、RYOSHO MEXICO, S.A. de C.V.、RYOSHO ENGINEERING (THAILAND) CO.,LTD.、RYOSHO VIETNAM CO.,LTD.及びRYOSHO MALAYSIA SDN.BHD.は当期純利益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、全体として連結計算書類に重要な影響を与えていないため、持分法の適用範囲から除外しております。

## 2-3. 会計方針に関する事項

### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

(イ) 市場価格のない株式等以外のもの …… 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(ロ) 市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法

#### ② デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法

……………時価法

#### ③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

……………主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く） ……主として定率法

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 17年

#### ② 無形固定資産（リース資産を除く） ……定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

### (3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金 ……債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を、その他の債権については貸倒実績率による計算額を計上しております。

### (4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

#### ① 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、RYOSHO TECHNO SINGAPORE PTE LTD、菱商香港有限公司、菱商電子(上海)有限公司、RYOSHO (THAILAND) CO.,LTD.、台湾菱商股份有限公司、RYOSHO U.S.A.INC.、RYOSHO EUROPE GmbH及び菱商韓国株式会社並びにPT.RYOSHO TECHNO INDONESIAの決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の決算計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

## ② 収益及び費用の計上基準

### (イ) 商品販売に係る収益の計上基準

当社グループは主にエレクトロニクス関連商品やF A関連商品等の販売を行っており、このような商品販売については、当該商品の引渡時もしくは検収時において、顧客に当該商品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、一時点で収益を認識しております。ただし、商品の国内販売については、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるものについては、出荷時に収益を認識しております。

### (ロ) 工事契約に係る収益の計上基準

当社グループは冷熱ビルシステム関連工事やICTシステム関連等の工事を行っており、工事契約については、期間がごく短い工事を除き、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）によっております。

## ③ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

……外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

## ④ 退職給付に係る……………（退職給付見込額の期間帰属方法）

### 会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

（数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法）

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

（小規模企業等における簡便法の採用）

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

### 3. 会計方針の変更に関する注記

#### 3-1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、一部の取引について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。また、一部の有償支給取引については、金融取引として有償支給先に残存する支給品について棚卸資産を認識するとともに、支給品の期末棚卸高相当額について金融負債を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、従前の会計処理と比較して、当連結会計年度の売上が44億94百万円、売上原価が44億94百万円それぞれ減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。また、商品および製品が1億82百万円、流動負債その他が1億82百万円それぞれ増加しております。なお、利益剰余金の当期首残高、連結キャッシュ・フロー計算書及び1株当たり情報に与える影響はそれぞれ軽微であります。

#### 3-2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当連結計算書類に与える影響はありません。

#### 4. 会計上の見積りに関する注記

##### 棚卸資産の評価

##### (1) 当連結会計年度計上額

科目名	金額
商品及び製品	32,850百万円

##### (2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

###### ①算出方法

以下の方法により評価替を実施しております。

- ・収益性の低下が生じているものを対象に簿価切り下げを実施する。
- ・一定の経過期間を超えるものを対象に定期的に簿価切り下げを実施する。ただし、顧客から買取保証を受けている一部のエレクトロニクス関連製品については、将来の販売見込みが明らかであることから対象から除外する。

###### ②算出に用いた仮定

一定の経過期間を超える棚卸資産については、個別形名毎に入庫からの経過期間に応じた切り下げ率を設定し評価損を計上しております。

###### ③翌連結会計年度への影響額

商品の需給バランスの変化等により、棚卸資産の供給状況が評価の仮定においた経過期間毎の切り下げ率とは異なる結果となる場合、翌連結会計年度の連結計算書類に影響が生じる可能性があります。

#### 5. 連結貸借対照表に関する注記

##### 5-1. 担保資産

担保に供している資産      長期性預金（投資その他の資産[その他]）      4百万円  
上記に該当する債務はありません。

##### 5-2. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額      3,408百万円

##### 5-3. 保証債務

従業員持家融資に対する保証      15百万円  
代理取引に対する保証      129百万円  
その他      1百万円

計      146百万円

## 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 6-1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

	株式の種類	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式	普通株式	22,824,977	－	－	22,824,977
自己株式	普通株式	1,079,636	225	18,050	1,061,811

### 6-2. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の 総 額	1株当たり 配 当 額	基準日	効力発生日
2021年5月14日 取締役会	普通株式	608百万円	28円	2021年3月31日	2021年6月3日
2021年10月28日 取締役会	普通株式	609百万円	28円	2021年9月30日	2021年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の 種 類	配当金の 総 額	配当の原資	1株当たり 配 当 額	基準日	効力発生日
2022年5月16日 取締役会	普通株式	652百万円	利益剰余金	30円	2022年3月31日	2022年6月2日

### 6-3. 新株予約権等に関する事項

当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数  
普通株式124,500株

## 7. 金融商品に関する注記

### 7-1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。

受取手形及び売掛金並びに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク軽減を図っております。投資有価証券は、余資運用に係る債券及び業務上の関係を有する株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。また、非連結子会社等に対し短期貸付を行っております。

短期借入金の使途は運転資金であり、デリバティブ取引は、外貨建て営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引並びに直物為替先渡取引（NDF）であります。

### 7-2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	4,877	4,877	－
(2) 長期貸付金	850	848	△1
(3) デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されて いないもの	(317)	(317)	－

(注) 1. 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「電子記録債権」「短期貸付金」

「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は「(1) 有価証券及び投資有価証券」に含めておりません。

当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度
非上場株式	101
関係会社株式	2,247
関係会社出資金	5
投資事業有限責任組合への出資	124
合計	2,480

3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の

債務となる項目については()で表示しております。

7-3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	3,669	—	—	3,669
その他	—	298	52	350
資産計	3,669	298	52	4,020
デリバティブ取引				
通貨関係	—	317	—	317
負債計	—	317	—	317

(注) 投資信託の時価は上記に含めておりません。投資信託の連結貸借対照表計上額は856百万円であります。



(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	－	848	－	848
資産計	－	848	－	848

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

外国債券は市場での取引頻度が低く活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

転換社債型新株予約権付社債は純資産に基づく評価モデル等の評価技法により算定しており、レベル3の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、一定期間ごとに分類し、その将来キャッシュフローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算出しており、レベル2の時価に分類しております。

## 8. 収益認識に関する注記

### 8-1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（単位：百万円）

	報告セグメント				
	F A システム	冷熱ビル システム	I C T システム	エレクトロ ニクス	計
日本	37,164	24,682	6,998	116,384	185,228
中国	5,069	—	1	19,094	24,164
アジア	495	68	—	11,983	12,547
その他	256	—	—	6,928	7,184
計	42,985	24,750	6,999	154,390	229,126

(注) 1. 売上収益は販売元の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

2. セグメント間の内部取引控除後の金額を表示しております。

### 8-2. 収益を理解するための基礎となる情報

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等2-3.会計方針に関する事項 (4) その他連結計算書類作成のための重要な事項② 収益及び費用の計上基準に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

### 8-3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

当連結会計年度における当社及び連結子会社における顧客との契約から計上された売上債権、契約資産及び契約負債の期首及び期末残高は下記のとおりです。なお、連結貸借対照表上、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は「受取手形、売掛金及び契約資産」及び「電子記録債権」に、契約負債は「その他の流動負債」に計上しております。

また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	67,834	72,333
契約資産	38	1,133
契約負債	255	293

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が 1 年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1 株当たり純資産額 3,427円24銭

1 株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

連結貸借対照表の純資産の部の合計額	74,766百万円
普通株式に係る純資産額	74,587百万円
差額の主な内訳 新株予約権	178百万円
普通株式の期末発行済株式数	22,824千株
普通株式の自己株式数	1,061千株
1 株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	21,763千株

(2) 1 株当たり当期純利益 229円99銭

潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 228円70銭

1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

(1 株当たり当期純利益)

連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益	5,004百万円
普通株主に帰属しない金額	－百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	5,004百万円
普通株式の期中平均株式数	21,758千株

(潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益)

親会社株主に帰属する当期純利益調整額	－百万円
普通株式増加数	123千株

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## IV. 個別注記表

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 2-1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

② その他有価証券

(イ) 市場価格のない株式等以外のもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(ロ) 市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法……………時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

### 2-2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物……………3～50年

機械及び装置……………17年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

## 2-3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 ……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を、その他の債権については貸倒実績率による計算額を計上しております。
- (2) 役員賞与引当金 ……………役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。
- (3) 退職給付引当金 ……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により費用処理しております。
- また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日事業年度から費用処理することとしております。

## 2-4. 収益及び費用の計上基準

### (1) 商品販売に係る収益の計上基準

当社は主にエレクトロニクス関連商品やF A関連商品等の販売を行っており、このような商品販売については、当該商品の引渡時もしくは検収時において、顧客に当該商品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、一時点で収益を認識しております。ただし、商品の国内販売については、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるものについては、出荷時に収益を認識しております。

### (2) 工事契約に係る収益の計上基準

当社は冷熱ビルシステム関連工事やICTシステム関連等の工事を行っており、工事契約については、期間がごく短い工事を除き、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）によっております。

## 2-5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

### (1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

…………外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

- (2) 退職給付に係る会計処…………退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

### 3. 会計方針の変更に関する注記

#### 3-1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、一部の取引について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。また、一部の有償支給取引については、金融取引として有償支給先に残存する支給品について棚卸資産を認識するとともに、支給品の期末棚卸高相当額について金融負債を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、従前の会計処理と比較して、当事業年度の売上高が42億41百万円、売上原価が42億41百万円それぞれ減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。また、商品および製品が1億18百万円、流動負債その他が1億18百万円それぞれ増加しております。なお、利益剰余金の当期首残高及び1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

#### 3-2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当計算書類に与える影響はありません。

#### 4. 会計上の見積りに関する注記

##### 棚卸資産の評価

##### (1) 当事業年度計上額

科目名	金額
商品及び製品	26,288百万円

##### (2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

###### ①算出方法

以下の方法により評価替を実施しております。

- ・収益性の低下が生じているものを対象に簿価切り下げを実施する。
- ・一定の経過期間を超えるものを対象に規則的に簿価切り下げを実施する。ただし、顧客から買取保証を受けている一部のエレクトロニクス関連製品については、将来の販売見込みが明らかであることから対象から除外する。

###### ②算出に用いた仮定

一定の経過期間を超える棚卸資産については、個別形名毎に入庫からの経過期間に応じた切り下げ率を設定し評価損を計上しております。

###### ③翌事業年度への影響額

商品の需給バランスの変化等により、棚卸資産の供給状況が評価の仮定においた経過期間毎の切り下げ率とは異なる結果となる場合、翌事業年度の計算書類に影響が生じる可能性があります。

#### 5. 貸借対照表に関する注記

##### 5-1. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 3,150百万円

##### 5-2. 保証債務

従業員持家融資に対する保証 15百万円

代理取引に対する保証 129百万円

その他 1百万円

計 146百万円

##### 5-3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 11,129百万円

長期金銭債権 869百万円

短期金銭債務 8,671百万円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

6-1. 営業取引による取引高

売上高	34,213百万円
仕入高	37,292百万円
販売費及び一般管理費	573百万円

6-2. 営業取引以外の取引による取引高

受取利息及び配当金	180百万円
支払利息	2百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	1,061千株
------	---------



## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

退職給付引当金	682百万円
賞与引当金	355百万円
投資有価証券評価損	151百万円
棚卸資産評価損	109百万円
未払事業税	98百万円
特別賞与未払金	84百万円
賞与社会保険料	57百万円
資産除去債務	51百万円
関係会社株式評価損	49百万円
その他	208百万円
繰延税金資産小計	1,850百万円
評価性引当金	△267百万円
繰延税金資産合計	1,582百万円

### 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△698百万円
土地圧縮積立金	△105百万円
資産除去債務	△2百万円
繰延税金負債合計	△806百万円
繰延税金資産の純額	776百万円

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社	三菱電機(株)	(被所有) 直接 35.7 間接 0.2	三菱電機製品の販 売代理店及び販売 特約店契約の締結	部材等の 販売	18,382	売掛金	4,585
				製品の購入	35,095	買掛金	6,312
				受入割戻	1,183	未収入金	396

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	菱商電子 (上海) 有限公司	(所有) 直接 100.0	当社がエレクトロ ニクス品を販売	商品の販売	4,309	売掛金	1,325

(3) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社 の子会社	三菱電機住環境 システムズ(株)	(被所有) 直接 0.0	当社が住宅設備シ ステム関連製品を 購入	製品の購入	18,414	買掛金	5,494
				受入割戻	3,448	未収入金	795

(注) 上記 (1) ~ (3) の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 製品の購入については、価格その他の取引条件は、市場の実勢を参考に折衝の上、決定しております。
- ② 部材等の販売については、一般的取引条件と同様に市場価格、総原価を勘案して当社価格を提示し、個々に折衝して決定しております。

10. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報  
連結注記表と同一であります。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	3,020円90銭
(2) 1株当たり当期純利益	196円30銭
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	195円20銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。